

中央終末処理場汚泥焼却施設改築事業外発注支援業務委託
プロポーザル実施要領

公表日 令和4年5月30日

1 契約概要

- (1) 名称 中央終末処理場汚泥焼却施設改築事業外発注支援業務委託
- (2) 場所 和歌山市三葛510番地の1外（中央終末処理場外）
- (3) 目的

本市では、安定的かつ効率的な下水道施設の運営を行っていくため、令和3年度に実施した「中央終末処理場汚泥焼却施設改築外事業手法検討業務委託」（以下、「令和3年度業務」という。）の結果に基づき、既設の汚泥焼却施設の改築工事に併せて、水処理及び汚泥処理並びに雨水排水施設を含む中央終末処理場の運転管理と一括して発注するDB+0方式を導入することとしている。

本業務は、同発注方式に関する、業者選定に必要な事業実施方針案等の作成において、幅広い知識や高度な専門能力を有し、課題分析及び解決を的確に行う専門家の支援を受けることにより、より質の高い事業実施を行うことを目的とする。

- (4) 業務内容
別紙特記仕様書のとおり
- (5) 契約期間 契約締結日翌日から令和5年3月31日まで

2 見積限度額（予定価格）

26,634,300円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

3-1 単体企業については、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山市に対し納付すべき市税を納税し、これを完納している者（滞納していない者）であり、なおかつ、その代表者についても同様に完納している者（滞納していない者）であること。
- (3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市企業局建設工事等指名停止基準及び和歌山市企業局建設工事等暴力団排除に関する措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされている者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定後（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む。）、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定後、それぞれ和歌山市企業局の競争入札参加資格の再

認定を受けていること。

- (5) 実施要領の公表日以前2か月以内に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けていない者であること（ただし、同一事案で指名停止等の措置を講じられたものは除く。）。
 - (6) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下、「令和3・4年度登録」という。）において、建設コンサルタントに係る下水道の登録がされている者であること。
 - (7) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による下水道部門の建設コンサルタント登録（有効なものに限る。）をしている者であること。
 - (8) 令和3・4年度登録について、次に掲げるいずれかの基準を満たす者とする。
 - ア 和歌山市内に所在する主たる営業所（本社・本店）を有していること。
 - イ 和歌山市以外に主たる営業所（本社・本店）を有している者は、本公表日以前から和歌山市内に所在する営業所又は連絡事務所等（以下「和歌山市内の営業所等」という。）を有し、和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであり、かつ令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所等に係る登録を受けていること。
 - (9) 過去10年以内に次に掲げる業務の同種または同類の業務を元請として受注し、完了した実績を有する者であること。
 - ア 国、地方公共団体又は特殊法人その他の公益法人が発注した下水道事業における官民連携事業関連業務。
 - イ 国、地方公共団体又は特殊法人その他の公益法人が発注した下水道事業における計画策定または設計業務（処理場に関する業務を含むもの）。
 - (10) 次に掲げる要件を満たす者（直接的に雇用している者に限る。）で、業務の全般にわたり技術的管理を行う管理技術者を配置できる者であること。
 - ア 3-1(9)アに示す業務について、管理技術者または担当技術者として完了した実績を有すること。
 - イ 技術士資格（総合技術監理部門（上下水道-下水道）または上下水道部門（下水道））を有すること。
 - (11) 本業務にあたり、遺漏なき審査を実施するため、照査技術者（直接的に雇用している者に限る。）を配置できる者であること。
 - (12) 3-1(9)イに示す業務について、管理技術者または担当技術者として完了した実績を有する管理技術者または担当技術者（直接的に雇用している者に限る。）を配置できる者であること。
- 3-2 共同企業体においては、3-1(1)～(5)、(9)～(12)に掲げる要件、及び次に掲げる要件について全て満たす者であること。ただし、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。また、単体企業として参加しようとする者は共同企業体の構成員となることはできない。
- (1) 共同企業体の結成については、次に掲げる要件を満たしている者であること。
 - ア 1共同企業体の構成員数は、2者であること。
 - イ 共同企業体は、構成員の中から代表者1社を定め、代表者が申請書類等を提出すること。
 - ウ 1構成員当たりの出資比率は、30パーセント以上であること。
 - エ 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。

オ 管理技術者及び照査技術者は、代表者の組織に所属していること。

(2) 構成員の内、代表者については、次に掲げるアを満たす者であること。また代表者以外の構成員は次に掲げるアまたはイを満たす者であること。

ア ・令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下、「令和3・4年度登録」という。）において、建設コンサルタントに係る下水道の登録がされている者であること。
・建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による下水道部門の建設コンサルタント登録（有効なものに限る。）をしている者であること。

イ 実施要領公表日時点で、和歌山市公営企業契約規程（平成17年水道局規程第10号）及び和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準に基づく競争入札参加有資格者名簿に登録されている者で、業務別調書の内、業務委託調書を提出している者であること。

(3) 構成員については、(2) アに該当する者は、次に掲げるアまたはイのいずれかを満たす者であること。(2) イに該当する構成員については次に掲げるアまたはウのいずれかを満たす者であること。ただし、構成員のいずれかが、次に掲げるアを満たす者とする。

ア 和歌山市内に所在する主たる営業所（本社・本店）を有していること。

イ 和歌山市以外に主たる営業所（本社・本店）を有している者は、本公表日以前から和歌山市内に所在する営業所又は連絡事務所等（以下「和歌山市内の営業所等」という。）を有し、和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであり、かつ令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所等に係る登録を受けていること。

ウ 和歌山市内に業務を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所を有していること。

(4) 代表者については、3-1(9)～(11)を満たす者とする。

4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 単体企業及び共同企業体の代表者及び構成員については3-1(2)に示す確認資料

(ア) 本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

(イ) 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあっては納税証明書の様式その3の3を、個人にあっては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 単体企業については3-1(6)、共同企業体については3-2(2)に係る競争入札参加資格を確認できる書類。

エ 単体企業については3-1(7)、共同企業体については3-2(2)に係る建設コンサルタント登録規程による下水道部門の建設コンサルタント登録証明する書類。

- オ 単体企業及び共同企業体の代表者については3-1(9)に示す確認資料
業務実績調書(様式2、3)に記載し、テクリスの写し、契約書の写し、仕様書の写し等
(以下、テクリスの写し等)を提出すること。なお、複数の実績を有する場合は全て提出す
ること。
- カ 単体企業及び共同企業体の代表者については3-1(10)に示す確認資料
(ア) 配置予定技術者一覧表(様式4)に、規定する資格を有することを証する書類及び直接的
に雇用していることを証する書類を提出すること。
(イ) 業務実績調書(様式2、3)にテクリスの写し等業務実績がわかる書類を添付すること。
- キ 単体企業及び共同企業体の代表者については、照査技術者における3-1(9)アに示す業
務についての完了実績を業務実績調書(様式2)に記載し、テクリスの写し等業務実績がわ
かる書類を添付すること。
※ただし、本事項にかかる業務実績は参加要件ではないが、参加する資格を有する者が多数
の場合、9(1)企画提案評価「実施体制」の項目により審査を行うため、該当する実績が
ある場合は提出すること。
- ク 単体企業及び共同企業体の構成員については、管理技術者または担当技術者における3-1
(12)に示す業務についての完了実績を業務実績調書(様式3)に記載し、テクリスの写
し等業務実績がわかる書類を添付すること。
- ケ 共同企業体で参加の場合
(ア) 設計共同体協定書(様式5)
(イ) 共同企業体届出書兼委任状(様式6)
- (2) 提出期限 令和4年6月9日(木) 17時15分まで(必着)
- (3) 提出場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所東庁舎3F
和歌山市企業局下水道部下水道施設課
Tel : 073-435-1095 / Fax : 073-435-1375
E-mail : gesuishisetsu@city.wakayama.lg.jp
- (4) 提出方法 持参または郵送で提出すること。提出期限後の書類の訂正は認めない。
※持参の場合、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第
178号)に規定する休日を除く8時30分から17時15分までの間に直接持参するもの
とする。
※郵送の場合、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限必着のこと。

5 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

- (1) 提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日 令和4年6月14日(火)

- (2) 企画提案者の選定

プロポーザル参加資格確認申請書の提出者のうち、参加する資格を有する者が多数の場合は、
9(1)企画提案評価「実施体制」の項目により審査を行い、5者程度を選定するものとする。
5者以下の場合にはすべての者を選定し、企画提案書等の提出を求めるものとする。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和4年6月24日(金) 17時15分まで

(2) 質問方法

所定の書式(様式7)により電子メールにて受付。電子メール以外で提出された質問や期限経過後の質問は一切受け付けない。

(3) 質問先 上記4(3)に同じ。

(4) 回答方法

質問者に対して電子メールで回答するとともに、本市ホームページにより公表する。

(5) 質問への回答期限 令和4年6月30日(木)

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

正本1部及び副本10部(副本は写し可)とする。

ア 企画提案書(A4版、左綴じ、両面2枚(4ページ)以内)

仕様書に掲げる業務内容、9評価基準及び配点(1)評価項目に示す内容を含み、わかりやすくまとめて作成すること。

イ 実施体制図(A4版、左綴じ、両面1枚(2ページ)以内)

ウ 業務スケジュール(A4版、左綴じ、両面1枚(2ページ)以内)

エ 参考見積書

(ア) 任意様式とする。

(イ) 積算内訳は次のとおり。

費目	種別	数量
直接人件費	事業条件の整理、設定	1式
	事業者の公募に関わる支援	1式
	報告書とりまとめ	1式
	打合せ協議	1式
直接経費	電子成果品	1式
その他原価		
一般管理費等		

(ウ) 業務価格は消費税及び地方消費税の額を含まない金額とする。

(エ) 見積金額は消費税及び地方消費税の額を含む金額とする。

(オ) 宛先は「和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男」とすること。

オ 配置予定の技術者の一覧(様式4)

カ 下水道事業における官民連携事業に関連する業務と同種の業務を履行した実績を有することを証する書類(様式2)

会社、管理技術者、照査技術者の実績を作成し、テクリスの写し等を提出すること。

※同種業務については、下水道事業官民連携事業関連業務を優先して記載すること。(ただし、記載できる業務実績は下水道分野に限る。)

キ 下水道事業計画業務または設計業務を履行した実績を有することを証する書類(様式3)

会社、管理技術者、照査技術者の実績を作成し、テクリスの写し等を提出すること。

※下水道事業計画業務等実績については、下水処理場の検討を含むものとし、特に汚泥処理

施設に関する業務を優先的に記載すること。

※オ～キに係る書類については、4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出に係る書類と重複する場合は省略することができる。

(2) 提出期限 令和4年7月4日(月) 17時15分まで(必着)

(3) 提出場所 上記4(3)に同じ

(4) 提出方法 持参または郵送で提出すること。提出した書類の訂正は認めない。

※持参の場合、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く8時30分から17時15分までの間に直接持参するものとする。

※郵送の場合、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限必着のこと。

(5) 提出制限 企画提案書は、1提案者について1件を限度とする

8 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

(1) 企画提案評価

参加資格の確認された者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、下記9評価基準及び配点で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者(以下「受託候補者」という。)として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(2) 開催日時及び場所等

ア 実施内容 企画提案説明に15分以内、質疑応答に10分以内とする。

イ 開催日時 令和4年7月19日(火) (予定)

ウ 開催場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所

ただし、正式な日時、場所については、プロポーザル参加資格確認通知書にて通知する。

エ 説明者 配置予定の管理技術者及び担当技術者を含めた3名以内とする。

オ 設備 プロジェクター、スクリーンについては和歌山市企業局が準備する。

カ その他 会場入室の際は、マスク着用とする。

新型コロナウイルス感染症の状況によりプレゼンテーションの時期や方法等変更がある場合は別途通知する。

(3) 評価結果の通知

評価結果をプロポーザル評価結果通知書(令和4年7月21日(木)送付予定)により通知する。

9 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。

なお、60/100点（6割）を最低基準とする。

(1) 企画提案評価 100/100点

評価項目	評価の視点	配点
①実施体制	提案者、管理技術者、照査技術者の業務実績、能力の評価 (下水道事業における官民連携事業関連業務、計画・設計業務の実績件数)	10
②業務実施方針	業務目的・課題の理解度 企画提案の実現性、独創性、妥当性 実施手順・工程の適正度 成果品のとりまとめ	15
③提案内容	提案内容の妥当性・実現性 ・焼却施設改築の要求水準整理に関する検討事項 ・各種運転管理の要求水準整理に関する検討事項 ・官民連携事業評価及びスケジュールに関する検討事項 ・官民連携事業の実施について各段階での履行監視及び評価（モニタリング実施方針）に関する検討事項 ・社会・地域ニーズを考慮した提案	45
④見積価格	見積金額の妥当性 ・評価点＝配点×（最低見積額／提案者の参考見積額）	30
合計		100

(2) 評価結果の最も高い者が複数となった場合は、(1) 企画提案評価の評価項目の配点の高い順(③→②→①→④の順)の評価により受託候補者を特定する。

10 日程

項目	日程(予定)
公募の開始	令和4年 5月30日(月)
参加資格確認申請書受付	令和4年 6月 9日(木) 17時15分まで
参加資格確認通知書送付	令和4年 6月14日(火)
質問の受付	令和4年 6月24日(金) 17時15分まで
質問の回答	令和4年 6月30日(木)
企画提案書の受付	令和4年 7月 4日(月) 17時15分まで
プレゼンテーション等の実施	令和4年 7月19日(火)
評価結果通知	令和4年 7月21日(木)
契約締結予定日	令和4年 7月下旬

1.1 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案者の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 参考見積書のコличествоが、見積限度額（予定価格）を超過したもの

1.2 契約に関する事項

- (1) 前払い制度 適用する。

保証事業会社と業務の完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約金額の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- (2) 部分払い制度 適用しない。
- (3) 契約保証金 必要である。

契約金額が1,000万円以上である場合には、契約締結時に当該契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を納付する必要はない。

- (4) 契約書作成の要否 必要である。

1.3 その他

- (1) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 本市が配布する資料等は、本プロポーザルに関する事項以外の目的で使用することを禁止する。
- (3) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、本プロポーザルの目的以外に無断で使用（複製、転記又は転写）しない。なお、提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出等は認めない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (6) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定する。
- (7) 受託候補者と契約にいたらなかった場合は、次点の者と契約交渉をする場合がある。
- (8) 受託候補者特定後、受託候補者と和歌山市企業局との協議により、仕様書等の内容に変更が発

生する場合がある。

(9) 本プロポーザルの実施において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

(10) その他本事業の目的を達成するために、より効果的な提案も可能とする。

(11) 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。

(12) 「令和3年度中央終末処理場汚泥焼却施設改築外事業手法検討業務委託」報告書(公表用)は、閲覧することができる。